

令和8年度さいたま市「市報さいたま」拠点施設等配達業務委託仕様書

- 1 件名 令和8年度さいたま市「市報さいたま」拠点施設等配達業務
- 2 履行場所 さいたま市全域
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 業務内容 別紙 令和8年度さいたま市「市報さいたま」拠点施設等配達業務委託特記仕様書のとおり
- 5 一般事項
 - (1) 受託者は、本委託に関する業務完了後、月ごとに委託者が定める所定の様式の完了報告書を委託者に提出する。
 - (2) 受託者は、事故を早期に発見し、迅速かつ適切な処置をとるとともに、委託者に連絡する。
 - (3) 受託者は、業務上知り得た市の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。
 - (4) 受託者は、業務の実施にあたって、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負う。
 - (5) 本仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項についても、軽微な変更など業務上当然に必要な事項として、業務履行の範囲に含まれるものとする。
なお、疑義の生じた場合には、委託者と受託者で協議し取り決める。

令和8年度さいたま市「市報さいたま」拠点施設等配達業務委託特記仕様書

1 目的

市の情報を掲載している「市報さいたま」を、公民館等の拠点施設や市内各駅にある市が設置した専用ラック等へ配置することで、本市の市政を広く周知する。

2 配達物

「市報さいたま」(A4版、月1回発行、32頁又は36頁)の令和8年5月号から令和9年4月号

3 配達場所

- (1) 図書館、公民館、区役所等の公共機関（計46施設）
- (2) 市内各駅（計32箇所）

※詳細は別紙1のとおり

4 業務内容

- (1) 図書館、公民館、区役所等の公共機関への配達

① 仕分け業務

別途契約した市報の印刷業者が受託業者の指定する1箇所に市報を納品するので、各施設の必要部数ごとに仕分けをする。

② 配達業務

別紙1に記載されている施設へ市報を配達する。なお、居宅への配達が始まる日（毎月1日を起算日とし、その5日前）の前日までに配達を完了すること。ただし、令和9年1月号については、令和8年12月23日、令和9年4月号については、令和8年3月26日までに配達を完了すること。

- (2) 市内各駅の専用ラックへの配置

① 仕分け作業

別途契約した市報の印刷業者が受託業者の指定する1箇所に市報を納品するので、各駅の必要部数ごとに仕分けをする。

② 配置業務

各駅の市が設置する専用ラックに毎月1日までに配置する。ただし、令和9年1月号については、令和8年12月28日、令和9年4月号については、令和9年3月31日までに配置を完了すること。

③ 調整業務

配置にあたり、前月号の残部については受託者が事業所に持ち帰り処分するものとし、処分完了した旨の報告（設置場所、区版名、部数）を委託者に提出する。

④ 写真撮影

専用ラックへの配置にあたり、1箇所毎に配置完了前後の写真を撮り、毎月の完了報告に添付する。なお、撮影した写真は翌月1か月間保存すること。

(3) 市内各駅の専用ラックの入れ替え

委託者が指定する市内各駅の専用ラック 5か所について、入れ替え作業を行う。新たな専用ラックはさいたま市役所広報課にて引き渡しを行い、各駅に設置する。設置してあった専用ラックはさいたま市役所広報課へ持ち込むこと。

5 完了報告書

毎月の配達終了後、4 (2) ③・④の報告等と共に提出すること。

6 留意点

- ・施設が修繕やその他の事情により臨時又は長期で休館しているときは、配達場所等について委託者の指示に従うこと。
- ・委託者から配達漏れ等の連絡を受けた場合は、速やかに対応するとともに、委託者に配達完了の報告をすること。
- ・駅への配達にあたり、駅等の事情により設置ができない場合は、委託者の指示に従うこと。
また、市報以外が置いてあり、撤去の是非が判断できない場合は委託者と相談すること。

7 その他

- ・仕様書に基づく業務に多少の変更があった場合、業務を適切に履行するために必要な事であれば、軽微な変更として取り扱うものとし、変更契約を要しない。
- ・本仕様書に明記されていない事項については、委託者と受託者で協議して定めることとする。

別紙1：令和8年度 市報さいたま配布先拠点施設及び部数一覧

■公民館

通しNo.	施設名	該当区	町丁名	TEL	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	(計)
1	指扇公民館(拠点)	西区	天宇高木449-1	622-4424	20	4	4	4	4	4	4	4	4	4	56
2	大砂土公民館(拠点)	北区	本郷町284	666-3593	4	40	4	4	4	4	4	4	4	4	76
3	桜木公民館(拠点)(シーノ大宮センターラフサ5F)	大宮区	桜木町1丁目10-18	643-5652	7	7	70	7	7	7	7	7	7	7	133
4	大砂土東公民館(拠点)	見沼区	大和田町2丁目1445	684-9226	4	4	4	40	4	4	4	4	4	4	76
5	鶴谷公民館(拠点)	中央区	鶴谷7丁目5-1	859-7322	5	5	5	40	5	5	5	5	5	5	85
6	田島公民館(拠点)	桜区	田島3-27-6	863-0400	5	5	5	5	5	25	5	5	5	5	70
7	岸町公民館(拠点)	浦和区	岸町5-1-3	824-0168	12	12	12	12	12	12	110	12	12	12	218
8	文蔵公民館(拠点)	南区	文蔵4-19-3	845-5151	8	8	8	8	8	8	8	64	8	8	136
9	古里古公民館(拠点)	緑区	三室2614-2	810-4155	5	5	5	5	5	5	5	25	5	70	47
10	美園コミニティセンター	緑区	美園4-19-1	764-8810	3	3	3	3	3	3	3	3	20	3	3
11	岩槻本丸公民館	岩槻区	岩槻区本丸3-17-1	758-3100	5	5	5	5	5	5	5	5	5	40	85
				計	78	98	125	98	97	82	160	118	99	97	1052

(計)	56
	76
	133
	76
	85
	70
	218
	136
	70
	47
	85
	1052

■区役所

通しNo.	施設名	該当区	町丁名	TEL	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	(計)
12	西区役所コミュニティ課 (植水支所・馬宮支所・三橋支所・コミュニティセンターを含む)	西区	指扇3743	620-2620	300 (400)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	327 (427)
13	北区役所コミュニティ課 (日進支所・宮原支所を含む)	北区	宮原町1-9-13	669-6020	6 (450)	350	6	6	6	6	6	6	6	6	404 (504)
14	プラザース管理室(#13と同所)	"	"	653-9255	100										100
15	大宮区役所コミュニティ課 (大久保支所を含む)	大宮区	吉敷町1-124-1	646-3020	6 (450)	350	6	6	6	6	6	6	6	6	404 (504)
16	見沼区役所コミュニティ課 (片柳支所・七里支所・春岡支所・東大宮支所を含む)	見沼区	堀崎町12-36	681-6020	6	6	6	300 (400)	6	6	6	6	6	6	354 (454)
17	中央区役所コミュニティ課	中央区	下落合5-7-10	840-6020	6	6	6	6	300 (400)	6	6	6	6	6	354 (454)
18	桜区役所コミュニティ課 (大久保支所・土合支所・西浦和市民の窓口を含む)	桜区	道場4-3-1	856-6130	6	6	6	6	300 (400)	6	6	6	6	6	354 (454)
19	南区役所コミュニティ課 (南浦和市民の窓口・谷田支所を含む)	南区	別所7-20-1サウスピア6階	844-7130	4	4	4	4	4	4	4	350 (450)	4	4	386 (486)
20	緑区役所コミュニティ課 (原山市民の窓口・東浦和市民の窓口・美園支所・三室支所・山崎市民の窓口を含む)	緑区	中尾975-1	712-1130	6	6	6	6	6	6	6	300 (400)	6		354 (454)
21	岩槻区役所コミュニティ課 (府内市民の窓口)	岩槻区	本町3-2-5 WATS東館3-4階	790-0111	6	6	6	6	6	6	6	6	6	300 (400)	354 (454)
					計	346 (446)	493 (593)	393 (493)	343 (443)	343 (443)	343 (443)	49 (495)	395 (495)	343 (443)	3391 (4291)

*浦和区を除く各区役所コミュニティ課(通しNo.12・13・15~21)について、令和9年3月号及び4月号は、表中下段()の部数の納品となります。

■ 图书馆

(計)	120
	275
	130
	150
	70
	145
	110
	90
	100
	105
	150
	80
	95
	170
	60
	80
	60
	140
	85
	85
	95
	85
	50
	70
	121
	2721

■ 駅設計分

通しNo.	施設名	該当区	設置場所	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	(計)
なし	JR浦和駅	浦和区	改札口を出て正面											0
なし	JR大宮駅	大宮区	改札口											0
47	JR東浦和駅	緑区	改札内正面											30
48	JR西浦和駅	桜区	改札内すぐ右											20
49	JR南浦和駅	南区	改札外 和菓子屋の向かい											61
50	JR北浦和駅	浦和区	西口階段 踊り場											27
51	JR中浦和駅	南区	改札外 アイス自販機横											34
52	JR武蔵浦和駅	南区	東口エスカレーター前											60
53	JRさいたま新都心駅	大宮区・中央区	改札入って右 壁際			40	31							71
54	" 改札前案内所	大宮区・中央区	案内所脇のパンフレット什器			40	31							71
55	JR土呂駅	北区	西口階段手前			50								50
56	JR東大宮駅	見沼区	改札横					60						60
57	JR宮原駅	北区	改札外正面			56								56
58	JR日進駅	北区	ステンドグラスの前あたり			50								50
59	JR指扇駅	西区	改札口を出て右側			50								50
60	JR与野駅	浦和区・中央区	キヨスク脇り					35		14				49
61	JR南与野駅	中央区	改札入って左側壁沿い					33	15					48
62	JR与野本町駅	中央区	コインロッカーとなり					40						40
63	JR北与野駅	中央区	コインロッカーとなり					30						30
64	東武野田線大宮駅	大宮区	改札入ってホーム手前 公衆電話亭			50								50
65	東武野田線北大宮駅	大宮区・北区	改札入って左			40	35							75
66	東武野田線大宮公園駅	大宮区・北区	改札入って右			30	36							66
67	東武野田線大和田駅	見沼区	改札内すぐ					49						49
68	東武野田線七里駅	見沼区	改札内左側					60						60
69	東武野田線岩槻駅	岩槻区	改札入って右(仮配置)											55
70	東武野田線東岩槻駅	岩槻区	改札外南側											50
71	ニューシャトル大宮駅	大宮区	改札入って事務所前 他ラック横					36						36
72	ニューシャトル鉄道博物館駅	大宮区・北区	改札入って左			20	30							50
73	ニューシャトル加茂宮駅	北区	改札外右側					30						30
74	ニューシャトル東宮原駅	北区	改札内右側					23						23
75	ニューシャトル今羽駅	北区	改札入ってすぐ左					30						30
76	ニューシャトル吉野原駅	北区	改札内右通路					30						30
77	埼玉高速鉄道浦和美園駅	緑区	改札脇					28						28
78	JR西大宮駅	西区	改札外正面			49								20
			計	99	359	267	197	200	45	41	145	58	125	1536

(計)	0
	0
	30
	20
	61
	27
	34
	60
	71
	71
	50
	60
	56
	50
	50
	49
	48
	40
	30
	50
	75
	66
	49
	60
	55
	50
	36
	50
	30
	23
	30
	30
	76
	49
	1536

令和8年5月号～令和9年2月号	750	1,250	1,100	950	900	700	550	900	750	850	8,700
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	750	1,250	1,100	950	900	700	550	900	750	850	8,700

令和9年3月号・令和9年4月号	850	1,350	1,200	1,050	1,000	800	550	1,000	850	950	9,600
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	850	1,350	1,200	1,050	1,000	800	550	1,000	850	950	9,600